

注意事項

- 2025年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。（追加等があった場合、順次更新する予定です。）
- 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
納税証明書、所得課税証明書、固定資産税台帳登録事項証明等各種証明書の発行	・同一世帯の愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者について、親族とみなして交付することができる。 ※同一世帯ではない場合は本人の委任状が必要	○			税務課 0531-23-3509
住民票の続き柄記載	愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者でパートナーシップにある方について、住民票における世帯主との続柄を「縁故者」と記載することができる。	○		同居していることが条件	市民課 0531-23-3511
保育園の送迎	愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者でパートナーシップにある方が送り迎えできる。	○		児童の保護者（親権者）から事前に保育園に連絡する必要がある。	子育て支援課 0531-23-3513
就学・教育相談	パートナーも保護者として相談を受けることができる。		○		学校教育課 0531-23-3679
保護者面談等への出席	パートナーも子の保護者として各種面談（保護者面談、進路相談、生徒相談）に出席できる。		○		学校教育課 0531-23-3679
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ等）	愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者でパートナーシップにある方が子の保護者として申請できる。	○			生涯学習課 0531-23-3635

注意事項

- 2025年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。（追加等があった場合、順次更新する予定です。）
- 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
り災証明書の交付（火災）	同一世帯であって愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が申請できる。 ※受領証の提示で本人委任状不要	○			予防課 0531-23-4074